

## 大陸棚の境界画定

— 北海大陸棚事件の判決 —

皆 川 洸

1 一九六九年二月二〇日、国際司法裁判所は、北海大陸棚の境界画定に関するドイツ連邦共和国／デンマークおよびオランダ間の紛争について判決を下した(一一对<sup>(1)</sup>)。この判決そのものは、北海大陸棚の一定区域の

境界画定について、当事国を拘束するだけである。しかし、裁判所が大陸棚に関する問題、とくに、その境界画定というしばしば困難な問題の側面を審理したのは、これがはじめてであった。しかも、裁判所は、特定状況に係しながら、それには、いかなる国際法の原則および規則が適用されるかを決定するように求められたのであって、判決では、さまざまな一般的論点、すなわち、大陸棚の基本原則やその境界画定の規則、さらに条約に基づ

く一般国際法の創設過程などに関して、裁判所の見解が示された。この判決が、そうしたものとして、国際法、とくに大陸棚に関する法について、重要な解明を含むことは明らかである。

(1) I. C. J. Reports 1969, pp. 4—54. 判決には、コレットキー、田中、モレツリ、ラックス、セレンセン(アド・ホック裁判官)の反対意見、ならびにプスタメンテ・イ・リベロ、ジュサップ、バディラ・ネルボ、アムーンンの個別意見が付されている。なお、この訴訟には、小田滋教授がドイツ連邦共和国側の弁護人として参加された。

2 一九五八年の大陸棚に関するジュネーブ条約は、沿岸国に、大陸棚を探索し、その天然資源を開発するための主権的権利を付与する一方(二条)、相対する沿岸を

(23) 大陸棚の境界画定

有する二以上の国、または二つの隣接する国の領域に同一の大陸棚が隣接している場合を予想しており、その場合には、大陸棚の境界は、それらの国の間の合意によって決定されるものとし、そして合意がない場合には、境界は、特別の事情により他の境界線が正当と認められなにかぎり、それぞれの国の領海の幅員測定の起点となる基線上の最も近い点から等しい距離にある境界線―相対する国の場合は「中間線 median line」、隣接する国の場合は「側面の線 lateral line」から成る―を引いて決定されるものとしている（六条）。

本件において問題となったのは、隣接する三国の間で大陸棚の側面の境界画定であった。この場合に、「等距離の原則 principle of equidistance」を機械的に適用すると、沿岸の地形いかんによって、大陸棚の画定・配分は、ある国に有利となり、他の国には不利となる。その沿岸が地形的に凸状をなしている国は、境界線が外側に末広形となつて、その大陸棚は増大し、反対に、その沿岸が凹状をなしている国は、境界線が内側にちぢまり、大陸棚は減少することになるからである。ドイツの沿岸は、デンマークおよびオランダの沿岸が一般に凸状をな

しているのにくらべて、凹状をなしており、その結果、等距離の原則を適用すると、大陸棚の画定・配分はドイツ連邦共和国に不利とならざるをえない。そこに、この紛争の発端があった。<sup>(1)</sup>

一九六四年一二月、そして一九六五年六月に、連邦共和国は、それぞれオランダおよびデンマークとの間で、沿岸近くの大大陸棚の境界を画定する合意を締結した。しかし、大陸棚の全部、とくに北海の中心部付近の大大陸棚の画定について合意に達することができなかった。一九六六年二月―三月ハーグで、五月にボンで、さらに八月にはコペンハーゲンで当事国間の三者会談が行なわれたが、結局成功せず、一九六七年二月、国際司法裁判所に問題を付託するための特別の合意が、デンマークと連邦共和国、連邦共和国とオランダとの間で署名された。<sup>(2)</sup>

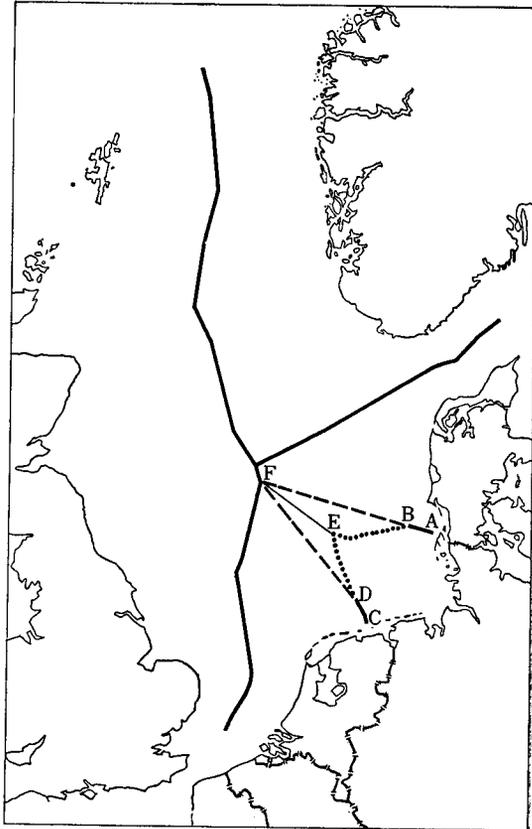
(1) 当事国が裁判所に提出した文書に基づいて作成された地図によって、もう少し詳しく説明すると、つぎのようである。裁判所が述べたように、東西の方向でヨーロッパ大陸とイギリスとの間によこたわる北海は、おおむね楕円形を成しており、実際はそうではないが、ある程度閉鎖海

の一般的外観を呈している。その沿岸のまわりには、東側に、ノールウェイ、デンマーク、ドイツ連邦共和国、オランダ、ベルギーおよびフランスが接しており、西側は、全部イギリスに、オークニー諸島、シェットランド諸島とともに―しめられている。こうして、連邦共和国の大陸棚は、デンマークとオランダとの間にあることになる。北海の海は浅く、その海床の全体が水深二〇〇メートル以下の大陸棚から成っている―ノールウェイの南および南東の沿岸をへりどる、ほぼ八〇―一〇〇キロメートルの幅の、水深二〇〇―六五〇メートルの海帯、いわゆるノールウェイ海溝 Norwegian Trough を除いて。この大陸棚のほとんど全部が、イギリスとノールウェイ、デンマーク、オランダとの間に締結された一連の合意により、その境界が決定された。この三つの画定は、いわゆる「中間線」を引くことよって行なわれた。一九六五年六月、一九六四年二月の合意により、それぞれ連邦共和国／デンマークと連邦共和国／オランダの部分的境界線が、主として等距離の原則に従って引かれたが（地図のA―B線、C―D線）、さらに、一九六六年三月デンマーク・オランダ間の合意により、もう一つの線が引かれた（E―F線）。これは、二国が、すでに引かれたA―B、C―Dの部分的境界線をこえる、それぞれの大陸棚区域と連邦共和国のそれとの間の正当な境界線とみなしたものである。問題は、B―E、D―Eの線が正当であるかどうかであり、裁判所が實際上決定を求

められたのは、これらの線である。これに対して、F―B、D―Eの線は、連邦共和国がデンマークおよびオランダとの交渉過程で確保しようとした線である。この部分的境界の延長に関する当事国間の交渉が失敗した主な理由は、デンマークとオランダが、それぞれこの延長を等距離の原則に基づいて行なうことを主張し、これに対して、連邦共和国は、それでは北海に接する沿岸の長さに比例して当然に配分されるべき自国の大陸棚を不当に削減されるとして反対したためである。B―E、D―Eの線を引くことよって、こうした結果が生ずるのは、連邦共和国の北海沿岸のようにくぼんでいる場合、等距離の方法を用いると境界線を内側にくぼみの方へひっこめることになり、したがって、くぼんだ沿岸からそのように二つの線を引くと、それらの線は、沿岸から比較的短い距離で交わり、こうして、そのとりかこむ大陸棚に海の方へ頂点をもつ三角形のかたちをとらせることになって、沿岸国を、この三角形をこえる外側の大陸棚から「切断する」ことになる。反対に、沿岸がつきでている場合、等距離の規準によつて引いた境界線は、末広形の沿岸を残すことになり、こうして、その沖合の大陸棚を拡大することになる。I. C. J. Reports 1969, pp. 13—18.

(2) 当事国は、裁判所に要請した決定に従い、合意によつて、それらの国の間の北海大陸棚の境界を画定することを約束した（特別の合意一条(2)）。さらに、特別の合意と同

時に署名された三国政府間のプロトコルにより、(1)オランダ政府は、裁判所規程第四〇条第一項によって、このプロトコルの本文といっしょに、裁判所に対し二つの特別の合意を通告すること、(2)その通告後、当事国は、裁判所に対し、二つの事件の併合を要請すること、そして(3)アド・ホック裁判官の任命上、デンマークとオランダは、裁判所規程第三一条第五項にいう同一の利害関係にあるものとみな



ものであった(特別の合意一条(1))。そして、この問題について、当事国は、根本的に相異なる立場をとった。デンマークとオランダは、大陸棚条約第六条の「等距離」特別の事情の規則 *rule of equidistance-special circumstances* と名づけられる拘束的な規則が適用されるべきであると主張した。他の方法を用いるか、また

されるべきことがきめられた。裁判所は、一九六八年四月二十六日付の命令により、デンマークとオランダは同一の利害関係にあるものと宣言し、この二つの事件における手続を併合した。

3 当事国が、裁判所に対し、決定を求めた問題は、すでにそれぞれの条約によって決定された「部分的境界線をこえて、おのおのに属する北海大陸棚区域の当事国間における境界画定には、いかなる国際法の原則および規則が適用されるか」という

はこの場合に限るものとして画定を行なう、当事国間の合意がない場合には、「特別の事情」が存在すると認められないかぎり、すべての大陸棚の境界は、等距離の線によって引かれなければならない。そして、ドイツの北海沿岸の地形は、それ自体、等距離による画定方法からの逸脱を要求し、または正当化する特別の事情を構成するものではないというのであった。<sup>(1)</sup>

これに対して、連邦共和国は、等距離による画定方法は、ジュネーブ条約の当事国でない国を拘束するものではなく、この場合に適用されるべき規則は、沿岸線の長さ按比例して、各関係国が大陸棚の「正当かつ衡平な分けまえ just and equitable share」をもつべき規則<sup>(2)</sup>であると主張した。代替的に、もしこの主張にもかかわらず、等距離の方法が適用されると判断されるならば、ドイツの北海沿岸の地形は、この方法からの逸脱を正当化する特別の事情を構成するとした。<sup>(2)</sup>

(1) 特別の事情が存在するのは、その見解によれば、それ自体として小さいものでも—小島または小さい突出のよう—to他の点で受諾しうる境界線を、ふつりあいによがめる効果を生ずるように位置づけられている、なんらかの特徴

の存在だけである。

(2) 正当かつ衡平な分けまへの要求は、裁判所に對し、「衡平および善に基づく裁判 decision ex aequo et bono」を求めめるものではないことが強調された(これは、裁判所規程第三八条第二項により、当事国間の明確な合意がなくてはできない)。正当かつ衡平な分けまへの原則は、同条第一項(c)により、すべての法体系に入っている配分的正義の問題として、裁判所が適用しうる承認された法の一般原則の一つであるとされた。

4 まず裁判所は、便宜的に連邦共和国の主張を取り上げ、その主張を、少なくともそのような特定のかたちでは認めるわけにいかないとした。理由は、第一に、この訴訟における裁判所の任務は、本質上関係区域の境界の画定 delimitation であって、その配分 apportionment にかかわるものではないからである。境界画定は、すでに沿岸国に属している大陸棚の境界を確定するプロセスであって、新たに、そうした区域を決定するものではない。裁判所の見解では、衡平な仕方での画定と未画定区域の正当かつ衡平な分けまを与えることは同じではない。<sup>(1)</sup>

第二に、いっそう重要なのは、正当かつ衡平な分けま

えの原則が、大陸棚に関するすべての規則の中で、最も根本的なものと完全に相容れないからである。それは、領土の海中へのその自然な延長をなす大陸棚に関する沿岸国の権利は、領土に対するその主権により、かつ海底を探索し、その天然資源を開発するための主権的権利の行使というかたちにおけるその主権の拡張として、当然にかつ最初から *ipso facto and ab initio* 存在するという規則である。要するに、それは固有の権利 inherent rights であり、それを行使するために、特別の法的手続をへる必要はなく、また特別の法的行為を遂行する必要もない。こうして、未画定区域を配分するという主張された原則の基礎にある観念は、大陸棚制度の基本観念—すなわち、画定は、本質上関係国のどちらにもすでに属している区域の間に境界線を引くプロセスである—とまったく無関係であり、かつ矛盾することになる。

(1) モレッリ裁判官の見解は、この点、いっそう明確である。それによれば、用語の観点から、現存状態を確定する、したがって単に宣言的效果しかもたない *délimitation* と創設的效果をもつ *repartition* は区別されなければならぬ。配分というとき、それは、第一に、一定規則の自動的なはたらきの結果を指す。その結果を記録することが画定

である。つまり、画定は、配分に関する規則の適用を含む。画定は、その意味で、大陸棚の配分を自動的に行なう規則および原則を確定することである。配分は、共有物を分けることを指すためにも用いられる。しかし、共有 *communauté* の観念は、大陸棚一般だけでなく、その特定区域についても排除されるのである。I. C. J. Reports, p. 211.

(2) I. C. J. Reports 1969, pp.21—23.

5 裁判所は、つぎに、「等距離」特別の事情」の規則が、デンマークとオランダが主張するように、当事国間の北海大陸棚区域の画定を規律する拘束的な規則であるかどうかを検討する。

まず裁判所は、等距離による画定方法が、ほとんどすべての場合に用いることができる、きわめて便宜な方法であることを認めた。他のいかなる方法も、同じほどに実際の便宜性と適用上の確実性を兼備していない。それにもかかわらず、裁判所の見解では、これらの要素は、そのみで、この方法を法の規則に変形するのに十分ではない。のみならず、この方法の使用が、ある事情の下で、一見して異常、不自然また不合理な結果を生じうることに注意しなければ、現実を無視することになる。等



信頼し、その不利益において立場を変更させたか、または損害を生じさせた過去の行動、宣言等の事実だけが、反対の主張を支持しうるにすぎないとみなし、そして、この点については、本件においてなにか一つ証拠はないと判断した。裁判所は、援用された他の事実からも、連邦共和国が、条約の当事国でないにもかかわらず、自己を拘束するような仕方第六条を受諾したという積極的判断をひきだすことはできないとし、こうして、ジュネーブ条約第六条は、それ自体として、本件で問題となつて<sup>(1)</sup>いる境界画定には適用されないという結論に達する。

(1) I. C. J. Reports 1969, pp. 25—26. 裁判所は、つぎの点を指摘した。すなわち、第六条は、隣接する国—デンマークとオランダは明らかにそうではない—または、相対する国—反対の意見にもかかわらず、裁判所のみるところでは、デンマークとオランダは同様にそうではない—の間の境界画定について定めているにすぎないから、たとえ第六条が連邦共和国に対抗性をもつとしても、上記E—F線の画定は、第六条にその効力の基礎をみいだすことはできず、それは、他のなんらかの法の源泉の中に探究されなければならぬことである。

7 デンマークとオランダの主張は、等距離の方法の

使用は、単に条約的な義務の性質をもつだけではなく、一般国際法体系の一部をなし、連邦共和国を自動的に、その同意から独立して拘束するというにあった。この主張の論拠の一つは、裁判所の表現によれば、「大陸棚の自然法」ともいいうるもの—等距離の原則は、近隣沿岸国への大陸棚の排他的付属という承認された原則の境界画定における必然的表現であり、それゆえ、いわば法的不可避性というア・プリオリの性質をもつとみなされるという意味で—に求められた。

ア・プリオリの議論は、沿岸国の大陸棚に対する権利は、その区域が、海中へのその自然な延長である、領土に対する主権に基づくという立場から出発する。この「付属 appurtenance」という観念から、裁判所の受諾する見解、すなわち、沿岸国の権利は、当然にかつ最初から存在するという見解がひきだされる。デンマークとオランダは、この付属の規準は「近接性 proximity」—いっそう正確には「比較的近接性」—でなければならぬと主張した。他国の沿岸上のいかなる地点よりも、いっそう近接した大陸棚のすべての部分が（しかし、そうであるときにのみ）、特定沿岸国に付属するとみなされるので

ある。ゆえに、境界画定は、各關係国に、自国の沿岸に最も近いすべての区域を与える方法によって行なわれなければならない。そうしうるのは、等距離の原則をおいてほかにはない。

裁判所は、正常な地形についていえば、一国の大陸棚の大半は、實際上、他のいかなる沿岸よりも、その沿岸にいつそう近いことに疑いはありえないとしながら、大陸棚のあらゆる部分がこのように位置づけられなければならないというテーゼを排斥する。近接性の観念それ自体からも、領土の自然な延長としての大陸棚というより根本的な観念からも、そうなるとは考えられないからである。

まず近接性については、たしかに絶対的的近接性という観念は、大陸棚に関する文献、国々の宣言、条約、その他の文書におけるやや漠然とした、一般的な用語に含蓄されていない。最もひんばんに用いられている、「隣接する adjacent」をとってみると、いかに想像をたくましくしても、一定の沿岸から一〇〇マイルをこえたところにある大陸棚上の地点が、「隣接性 adjacency」の普通の意味において、その沿岸に、またいかなる沿岸にも

「隣接している」といいえないことは明白である。したがって、隣接性と近接性の観念には、なにも必然的な、そしてたしかに完全な同一性はないことになる。それゆえ、二以上の国に「隣接する」大陸棚の沿岸のいずれの部分か、それらの国のいずれに属することになるかという問題は、このかぎりでも、もっぱら近接性に基づいては解決することができない。近接性が適用されるべき一つの規準であり、そして正常な状態では、重要な規準を提示しうるとしても、それは、必ずしも唯一の規準ではないし、またあらゆる場合に最適の規準でもない。最初から大陸棚についてひんばんに用いられてきた「隣接性」の観念は、一般的な意味での「近接性」を含むだけである<sup>(1)</sup>。

つぎに、裁判所は、近接性の観念よりも、いつそう根本的なのは、その国の領土ないし領土主権の公海の中への自然な延長または連続 natural prolongation or continuation<sup>(2)</sup> という原則であるとす。この原則自体は、どちらの当事国にも援用された。ところで、この原則を表現するさまざまな仕方があるが、基礎的な観念、すなわち、すでに所有されているものの「拡張 extension」と

(31) 大陸棚の境界画定

いう観念は同一であり、そして、裁判所の意見では、決定的なのは、まさにこの「拡張」という観念である。そこから、つぎの結果がひきだされる。(1)海底区域は、それが沿岸国に近いからといって—ないしそれだけの理由で—その国に属することにはならない。(2)国際法が沿岸国に、その大陸棚に対しイプソ・ユールの権能を付与するのは、当該海底区域が、現実には、沿岸国のすでに領有する陸地の一部分—その自然な延長—であるとみなされることにある。(3)一定の海底区域が、たとえ他のいずれの国の領土よりも、沿岸国にいつそう近いにせよ、沿岸国の領土の自然な—最も自然な—延長を構成しないときは、その国に属するとみなすことはできない。少なくとも、当該海底区域が、たとえより近くなくとも、その自然な延長をなすとみなされうる領土を有する国の競争的主張をしのぐことはできない<sup>(3)</sup>。

(1) 同じ解釈は、たとえば、Jennings, *General Course of International Law, Recueil des Cours* (1967: II), p. 396.

(2) 裁判所は、北海において、ノールウェイ沿岸から八〇—一〇〇キロメートルにわたる海溝 (Trough, fosse) により分離された大陸棚区域は、それに隣接するということ

も、またその自然な延長であるともいうことはできないとする。

(3) I. C. J. Reports 1969, pp. 28—32.

8 裁判所によれば、等距離の観念が、大陸棚制度に不可避的な、ア・ブリオリの観念ではないという結論は、この方法の起源やその発展を検討することによっても確認される。

一九四六年九月二八日合衆国政府により発布された、いわゆるトルーマン宣言 (Truman Proclamation) は、裁判所の見解では、この主題に関する実定法の出発点とみなされ、そうしたものとして、特別の地位をもつているが、この宣言では、隣接する国の大陸棚の側面の境界画定は、「衡平の原則に従って、合衆国と関係国とによって決定されなければならない」としており、この合意による画定および衡平原則による画定という二つの観念は、その後の歴史の基礎となることが指摘される。

もう一つ、隣接する国の間における画定の問題が真剣に取り上げられたのは、国際連合の国際法委員会においてであるが、その初期・中期の段階を通じて、等距離の観念は、本来的必然性をもつという観点から考えられた

ことがなかっただけでなく、それには、なんら特別の重要性も、そしてたしかに優先性も与えられなかった事実注目される。実際、等距離の原則が、他の可能性に優先しはじめたのは、問題が水路学専門家の委員会に付託されてからであって、それは、直接大陸棚の境界画定ではなく、二つの隣接する領海の側面の境界画定に關連してされたのであった。専門家委員会は、さまざまな方法を討議した後、領海の側面の境界は、すでに他の方法で決定されていない場合には、それぞれの沿岸から等しい距離の原則に従って、決定されるべきであると報告し、そしてこの結論の追って書として、「同一の大陸棚に接している二国の、それぞれの大陸棚の画定のためにも用いうる、国々の領海の國際的境界線を引く定式を見出すことを重要」と考ふる旨言いそえたにすぎない。裁判所は、このほとんど準備なしの、そしてたしかに偶然的な仕方、大陸境棚界の画定のため等距離の原則が提案された事実を留意する。そして専門家は法理論の考慮ではなく、實際的便宜性と地図作成上の考慮に刺戟されていたと推測するのが正当であるといひ、そして、等距離の規則に賛成する原則上の決定が行なわれたその後

においても、國際法委員会のちゅうちょがやんだわけではなかったことに言及する<sup>(1)</sup>。

裁判所によれば、「本来性 inherenty」の主張は、時間的に物事の順序を逆にするものであり、等距離の規則は、大陸棚の付属性という全体觀念に固有の近接性という先在的原則によって生ずるものであるどころか、後者は、むしろ前者の合理化なのである。すなわち、大部分、地図作成上、その他の別な理由により提案された画定方法に、法論理的な基礎を与えるための事後的な構成 *ex post facto construct* であるにほかならない。

(1) 裁判所は、多少とも重要な論点の一つとして、専門家委員会においても、國際法委員会においても、二つの隣接する国だけでなく、同一の沿岸または同じ付近にある三国以上の国との關係で、境界画定の問題が討議されなかったとおもわれることに言及した(第六条は、「二つの」隣接する国といひ、これに対して、中間線については、「二以上の」相對する国といひている)。また裁判所は、國際法委員会を感じられていた困難の大部分は、隣接する国の間の側面の境界についてであって、相對する国の中間線については——それも等距離の線であるのに——それほどなかった事実にもふれ、これにはもっともな理由があるとした。相對する国の沖合における、それらの国を分かつ大陸棚は、

そのおのおのにおいて、自国領土の自然な延長であると主張されうるし、そしてこれらの延長は、相交わり、重なりあい、それゆえ中間線によってのみ画定することができるからである。そして、そのふつりあいゆがめる効果を他の手段によって除去することができ、小島、岩および沿岸の小さな突出を無視すれば、その中間線は、特定関係区域の相等的配分を実現するにちがいないからである。

(2) I. C. J. Reports 1969, pp. 32—36.

9 さいごの問題は、実定法プロセスを通じて、等距離の原則は、慣習国際法の規則とみなされるにいたったかどうかである。

この論点に関するデンマークとオランダの主張は、条約が単に既存の規則を宣言するものであるという意味で、第六条は、すでに受容された慣習法の規則を具現したものであるというのではなく、その主張は、ジュネーブ会議以前には、大陸棚の法は形成段階にあったにすぎず、<sup>(1)</sup>国家実行も画一性を欠いていたとはいえ、国際法委員会の作業、その作業に対する諸国政府の反応、そしてジュネーブ会議の手續を通じて、現われつつある慣習法の明確化・固定化のプロセスが生じていたのであり、そしてこの現われつつある慣習法が、会議による大陸棚条約の

採択において、明確なかたちをとるにいたったとするにであった。

裁判所は、この主張を容認しなかった。<sup>(2)</sup>もともと、第六条は、会議における討議の基礎となった国際法委員会の草案から、ほとんど変更をくわえないで、採択されたものである。しかるに、第六条の等距離の原則は、国際法委員会により、けっして「成法論として *de lege lata*」でなく、また慣習法の現われつつある規則としてでもなく、いくらか試験的に、そしてせいぜい「立法論として *de lege ferenda*」かなりのちゅうちょをもって提案されたものである。

裁判所は、この結論は、条約の留保に関する規定（一二条）により、署名、批准または加入にさいし、いかなる国も留保することができる条文の一つであることによつて有意義な確認をうけるとする。<sup>(3)</sup>一般的にいつて、ある限界内で、一方的な留保を行なう権利が認められるのは、純然たる条約上の権利・義務の特徴だからである。それに、大陸棚条約は、「第一条から第三条を除いた」すべての条文について留保をすることを許している。みぎの三つの条文は、裁判所によれば、当時大陸棚に関する

慣習国際法の受容された、または少なくとも現われつつある規則を反映し、または具体化するものとみなされていたものである。

したがって、ジュネーブ条約は、「等距離」特別の事情」を規準として、大陸棚の境界画定が行なわれなければならないという既存の、または現われつつある規則を具体化したものではないことになる。

問題は、第六条が条約上の規則であったとしても、この条約以来、国際法の一般体系に入りこむにいたり、現在、国々の法的信念 *opinio juris* により、そうしたものと受け入れられているかどうかである。これは、否定的に答えられないければならない。裁判所は、推論する。第一に、条約規定につき、そうした結果の達成が認められるためには、いづれにしても、その規定が、潜在的に法の一般的な規則の基礎をなすとみなしうるような、規範創設性をもつことが必要である。抽象的に考えられた等距離の原則は、この要件をみたすということができる。しかし、第六条に具現されている特定のかたちでは、この点、ある疑いをまぬがれない。第六条は、合意による画定を行なう第一の義務のつぎに、等距離の方

法を用いる義務を置いているからである。この第一の義務は、法の可能な一般規則であると主張されるものの異例な前置きをなす。それに、特別の事情の觀念がはたす役割、この觀念の正確な意味および範囲に関するきわめて重要かつ未解決の論争も、この規則の潜在的な規範創設性<sup>(4)</sup>に関し、さらに疑いを提起せずにはいない。

他方において、広範な、そして実質上法的義務の一般的承認を示す国家実行があるかどうか。本件手続中に、一五ほどのケースが引用された。その場合、関係国の半数以上がジュネーブ条約の当事国であったし、またまもなく当事国となった。裁判所のみるところでは、それらの国に関するかぎり、おそらく条約を適用して行動していたのである。これに対して、条約の当事国でなかった国、そしてまだ当事国となっていない国に関しては、その行動は疑わしく、不確かである。明らかに、それらの国は、条約を適用していたのではない。以上の国々の行動から、慣習国際法の規則について、いかなる正当な推断もひき出すことはできない。それに、引用されたケースのほとんどすべてにおいて、境界画定は、隣接する国の間の側面の画定ではなく、相対する国の間の中間線に

よる画定であった。裁判所は、これらのケースをあまりまな点でちがひ、側面の境界画定の先例をなすものではないと考えた。

こうして、裁判所は、等距離の原則は、条約において国際法の拘束的な規則を宣言したのではなく、条約のその後の効果も、そうした規則を創設していないという結論に達する<sup>(5)</sup>。

(1) モレツリ裁判官によれば、留保をする権利は、条約または条約に掲げられた特定規則の法典化の性質と両立する。それは、条約から生ずる契約的義務、すなわち、他の締約国に対する関係において、当該規則を慣習的規則とみなす義務に影響しうるにすぎない。留保は、慣習的規則そのものと無関係である。I. C. J. Reports 1969, pp. 198—199.

(2) ザフラ・カーン裁判官は、もしこれが正しいとすれば、等距離の原則は大陸棚の概念に固有のものでなかったという結論は決定的になるとおもわれると述べた。I. C. J. Reports 1969, pp. 55—56.

(3) 反対意見の裁判官は、逆にこの主張を容認した。ロッキーン I. C. J. Reports, pp. 156 et seq., 田中 I. C. J. Reports, pp. 174 et seq., マックス I. C. J. Reports, pp. 222, センヤン I. C. J. Reports, pp. 244 et seq.

(4) Cf. D'Amato, Manifest Intent and the Generation by Treaty of Customary Rules of International Law, A. J. I. L. (Oct., 1970), pp. 892 et seq.

(5) I. C. J. Reports 1969, pp. 38—45. こうして、ドイツ北海沿岸の地形が、第六条の適用上、「特別の事情」を構成するか否かを決定する必要はなくなった。等距離による画定がいずれにしても拘束的でないと決定される以上、その方法を用いないことを正当化するために、「特別の事情」の存在を立証する必要はなくなるからである。

10 裁判所の見解によれば、隣接する大陸棚の側面の境界画定に関する問題に直面した国々の間で、いぜんとして適用されるべき法の規則および原則がある。それらは、裁判所によって、つぎのように立てられる。(a) 当事国は、単に合意がない場合において、一定の画定方法を自動的に適用するための一種の先行条件として交渉という形式手続をへるのではなく、合意に到達する目的で、交渉をはじめの義務をおっている。(b) 当事国は、特定の場において、すべての事情を考慮し、衡平原則 equitable principles が適用されるように行動しなければならぬ。(c) いかなる国の大陸棚も、その領土の自然な延長でなければならず、他国の領土の自然な延長であるも

のに侵入してはならない。

第一の原則に関するかぎり、その義務はトルーマン宣言から生ずるだけでなく、すべての国際関係の基礎にあり、さらに国連憲章第三三条において、国際紛争の平和的解決方法の一つとして認められている原則の特殊な適用であるにすぎない。<sup>(1)</sup>

第二の原則については、等距離の方法は、ある種の地理的状态において、まちがいなく不衡平をみちびく。沿岸のごく軽微なふぞろいが、大陸棚画定に関するその結果において、等距離線により自動的に拡大されるからである。しかし、衡平は必ずしも平等を意味しない。自然を完全につくりかえることはおよそ問題とはなりえないのである。衡平は、海への出口を有しない国が、大陸棚を割当てられるべきことを要求しないし、ひろい沿岸をもつ国の立場をせまい沿岸しかもたない国のそれと同様にすることも問題とされえない。平等は同じ平面で計られるべきである。そして衡平が救済しうるのは、みぎのような自然的不平等ではない。しかし、本件では、実際上長さにおいて比較できる沿岸をもつ、それゆえ自然による大体に平等な待遇を与えられてきた三国がある。こ

こには、同一平面内における理論的平等の状態において、不衡平を生ずる実例がある。それは、地理を完全につくりかえるという問題ではなく、多数国の中のほぼ相等しい地理的状态を前提して、待遇の不当な相違を生ずる偶然的な特徴—すなわち、沿岸地形の凹凸—の効果をやわらげるといふ問題である。

裁判所によれば、一つの画定方法ではなく、一つの目標を求めなければならない。實際上、国々が衡平手続の適用を確実にするため考慮しうる事情に法的限界はない。そして多くの場合、この結果をうみだすのは、一つの考慮に、他のすべてを排除して依拠するよりも、むしろそうしたすべての考慮の均衡をとることである。

これらの要素の均衡をとるにあたっては、さまざまな側面が考慮されるべきである。裁判所が挙げたのは、(1) まず地質学的側面である。大陸棚の制度は、自然的事実の承認から生じた。この事実と法とのつながりは、その制度の適用上重要な要素である。大陸棚は、定義上、大部分の沿岸国の領土で、一種の棚のかたちで自然に延びる区域である。(2) つぎに地理的側面である。大陸棚には、「陸が海を支配する the land dominates the sea」とい

う原則が適用される。それゆえ、その大陸棚が画定されるべき沿岸の地理的形状を厳密に調べる必要がある。これは、裁判所として、著しく異常な地形を無視しようとは考えない理由の一つとされる。陸地が海へのその延長に對し、国が行使しうる権能の法的源泉である以上、実際に、そういう延長を構成しているものを確定しなければならぬからである。(3) 鉱床の一体性も、交渉過程で考慮されるべき事実的要素である。大陸棚の地下資源こそ、トルーマン宣言の後に確立された法的制度の目的にほかならない。しかし、しばしば同一の鉱床が、二国間の大陸棚を分つ線の両方の側にまたがっていることがあり、そしてどちらの側からも、開発が可能であるから、関係国のいずれか一方による不利益・不経済な開発のために、すぐにも問題を生じうる。(4) さいごに、衡平原則に従って行なわれる画定が、関係国に属する大陸棚の範囲と、それぞれの沿岸の長さとの間に実現すべき相当程度のつりあいという要素がある。沿岸の長さは、直線の沿岸をもつ国と、著しく凹凸のある沿岸をもつ国との間に、必要な均衡を設定するため、またはきわめてふぞろいな沿岸をより正確な広さにするため、その一般的な方

向に従ってはかられるべきである。

このようにして、当事国間に属する大陸棚が場所によって重なりあう場合はどうするか。裁判所は、そういう状態を与えられた事実として受けとり、そして重なりあう区域の合意された分割、また合意ができない場合には相等的い分割によって、あるいは、合同開発の合意によって—とくに、鉱床の一体性の維持が問題である場合—解決されるべきであるとした。<sup>(2)</sup>

(1) モレリ裁判官は、ここに交渉の義務とは、紛争の存在から独立したものと考えられているが(トルーマン宣言への言及をみても、そうである)、そういう交渉の一般的な義務があるかといえは否定せざるをえず、他方、憲章第三三条は、紛争の場合、いっそう正確には、その継続が國際の平和および安全の維持を危くするおそれのあるものに關係し、そしてその範囲内でも、交渉によって紛争の解決を求める絶対的義務を創設するものではないという意見を述べた。I. C. J. Reports 1969, p. 216.  
(2) I. C. J. Reports 1969, pp. 46—53.

11 北海大陸棚事件の判決は、裁判所の歴史において、「最も論議をよぶとともに、関心をひく判決の一つ」であるといわれた。<sup>(1)</sup> 与えられた紙数の關係上、子細に判決

の是非を論議する余裕をもたない。ここでは、二、三の問題点を指摘するにとどめる。

第一に、判決が、北海大陸棚の当事国間における境界画定に適用されると決定した、国際法の原則および規則はなにかということである。判決主文は、「境界画定は、衡平原則に従い、かつ、すべての関連のある事情を考慮して、各当事国に、海の下へ、その領土の自然な延長を成すすべての部分を、他の領土の自然な延長に侵入することなしに、できるだけ多く残すような仕方、合意により行なわれるべきである」とした。これが、裁判所のくみだてた原則である。

裁判所は、衡平かつ自然な画定という目標ないし結果を達成するための特定の方法を指示しなかった。等距離による画定方法の使用は、当事国間において義務的ではなく、またあらゆる場合に、その使用が義務的な、他の唯一の画定方法はないと決定した<sup>(2)</sup>。そこで、裁判所は、事態が当事国の無拘束な裁量にまかされるといふのは事実でないとしながら、ただ一つの規則—実体的ではなく、手続的な規則を指示しただけであるとみなされうる。すなわち、判決は衡平原則に言及し、関係国間の合意が適

用すべき、また適用しうる一定規準を指示するけれども、それは、交渉を義務づける規則の内容を明確にするだけであって、この規則に付加される自立的な規則の定式化ではない。裁判所のでたた唯一の規則は、大陸棚の配分を直接規律する実体的規則 *regle materielle* ではなく、<sup>(4)</sup> 反対に、そうした規則を創設するための方法(関係国間の合意)を予想する手段的規則 *regle instrumentale* であるということになる。

第二に、裁判所は、沿岸国の大陸棚に対する権利は、少なくとも、その領土の海の下における自然な延長に關しては、「当然に、かつ最初から *ipso facto and ab initio*」存在する、固有の権利であると<sup>(4)</sup>した。たしかに、裁判所は、その発展が比較的短期間に生じたこのプラグマティックな構成概念に過度の体系化を与えることは、<sup>(5)</sup> そうした歴史と調和しないと述べた。しかし、一般国際法が大陸棚に対し *ipso jure* の権利を付与すること、その画定を自動的・義務的に行なう規則を定めていないということは両立するかが問われうる。裁判所は、領土の境界に関する不確実性は、領土的権利に影響せず、問題は、単に紛争の場合においてのみ、かつ外縁区域につい

て生ずるだけであると答えた<sup>(6)</sup>。しかし、この答えは、必ずしも有効ではない。一般国際法は、領土の境界画定について実効性 *effectivité* という一般規則を定めており、適用されるべきなら規則もないがゆえに、一般法に基づいて除くことのできない客観的不確実<sup>(7)</sup>は、そこにはないからである。

この問いに対する有効な、しかし裁判所によって排斥された答えの一つは、大陸棚に対して固有の権利を付与する規則と不可分の一体を成すものとしての等距離の規則であった。もう一つは、大陸棚に関する空間的観念から機能的観念への転換の提言、すなわち、大陸棚につき沿岸国に対して国際法の与える保護は、「空間的保護 *tutela spaziale*」と<sup>(8)</sup>いうよりも、むしろ、沿岸国の経済・安全の現実的利益に対する「機能的保護 *tutela funzionale*」であるという潜在的原理を浮彫りにしようとするものである<sup>(7)</sup>。

第三に、裁判所の掲げる衡平原則と平等との関係である。裁判所は、この関係を「陸は海を支配する」という格率、さらに領土的国家主権という圧倒的な価値に照らして評価したとおもわれる。裁判所によれば、衡平原則

は、自然的不平等を救済するように適用されるものではない。沿岸をもつ国ともたない国、長い海岸と短い沿岸をもつ国との間の不平等は、自然の事実として承認されるほかはない。しかるに、一国の沿岸が地形的に凸状で、他国のそれが凹状であることは、「不自然」であり、衡平原則の恩恵にあずかるのである<sup>(8)</sup>。

そこで、論理的に排除されない対抗的主張として、むしろ最も衡平なオールタナティブは、西ドイツ沿岸のくぼんだ湾曲から生ずる比較的に限定された不平等を、かざしれない自然の不平等の一つとして認めることだという主張を生じうる。実際、ある裁判官は、特殊な地理的形状の結果、公海へあまりにも小さな窓口しか与えられていないために、その広い領土とまったくふつりあいの、きわめてわずかな大陸棚しかもたない国々の実例（たとえば、シリア、コンゴ、グアテマラ、ルーマニア）<sup>(9)</sup>に言及し、他の裁判官は、等距離の原則に基づいて、連邦共和国に属する大陸棚区域は、けっして小さいものではなく、二三〇〇平方キロメートル（オランダ全領土の三分の二以上、デンマークのその半分以上）であることを指摘した<sup>(10)</sup>。もう一つは、大陸棚の資源開発における利益の独占ではな

く、国際的利益共同への視点の転換をとまなう、より抜本的な提言である。シヤサップ裁判官による「合同開発 joint exploitation の原則」の「ソートン」広ら適用の勧告から<sup>(11)</sup>、海底資源の開発を管理し、その収入の若干を恵まれない国々に対する援助として配分する権限をもつ国際機関を設けるといふ構想 (Pardo Plan) にいたる提案は、そうした視点にたつての提言である。

- (1) Friedman, *The North Sea Continental Shelf Cases*-*A Critique*, A. J. I. L. (April, 1970) p. 229.
- (2) 大陸棚条約第六条は、その当事国を ex contractu に拘束する。それを法典化された一般国際法の規則とみるかは別として、「合意—特別の事情—等しい距離」の三つ組の実際の構造をどうとらえるかは、一いつの問題である。この点で、田中裁判官とマニョー裁判官はたつた結語に達する。I. C. J. Reports 1969, pp. 196, 201, 205.

- (3) I. C. J. Reports 1969, p. 46.
- (4) マニョーの反対意見 I. C. J. Reports 1969, p. 215. Cf. Griseil, *The Lateral Boundaries of the Continental Shelf and the Judgment of the International Court of Justice* (July, 1970), pp. 589—593.
- (5) I. C. J. Reports 1969, p. 53.
- (6) I. C. J. Reports 1969, p. 32.
- (7) Conforti, *Le delimitazione della piattaforma continentale del Mare del Nord*, *Rivista di diritto internazionale* (1969, Fasc. 4), pp. 521—530.
- (8) Friedmann, *op. cit.*, pp. 238—240.
- (9) 田中裁判官の反対意見 I. C. J. Reports 1969, p. 189.
- (10) マニョー (マン・セッタ) 裁判官の反対意見 I. C. J. Reports 1969, p. 255.
- (11) I. C. J. Reports 1969, pp. 67 et seq.

(一橋大学教授)